明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

四　認定設置運営事業者等の役員の氏名若しくは名称の変更（当該役員の変更を伴うものを含む。）又は住所の変更

五　認定設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者の氏名若しくは名称若しくは住所の変更又は当該保有者が法人等であるときは、その代表者若しくは管理人の氏名の変更（当該代表者又は管理人の変更を伴うものを含む。）若しくはその役員の氏名若しくは名称の変更（当該役員の変更を伴うものを含む。）若しくは住所の変更

六　前各号に掲げるもののほか、次に掲げる変更であって、認定区域整備計画の適正な実施に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるもの

イ　特定複合観光施設の床面積の合計若しくは特定複合観光施設を構成する施設の規模の変更（特定複合観光施設の具体的な設計に伴う変更であって、法第二条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号に規定する基準並びに法第四十一条第一項第七号に掲げる基準に適合しなくなるおそれがないものに限る。）又は設置運営事業等の工程の変更であって、必要最小限度のもの

ロ　修繕又は災害の復旧に伴う特定複合観光施設の床面積の合計又は特定複合観光施設を構成する施設の規模の一時的な変更（法第四十一条第一項第七号に掲げる基準に適合しなくなるおそれがないものに限る。）

ハ　その他認定区域整備計画の内容の実質的な変更を伴わない変更

（認定区域整備計画の変更の認定の申請等）

第五条　法第十一条第一項の規定により認定区域整備計画の変更の認定を受けようとする認定都道府県等は、認定設置運営事業者等と共同して、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　認定都道府県等の名称並びに認定設置運営事業者等の名称、住所及び代表者の氏名

二　法第九条第十一項又は第十一条第一項の認定の年月日

三　変更の内容

四　変更の理由

五　変更しようとする年月日

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　変更後の認定区域整備計画を記載した書類

二　第三条に規定する書類のうち変更に係るもの

３　認定都道府県等は、第三条に規定する書類の内容を変更した場合には、当該変更に関し第一項の申請書又は次条第一項の届出書を提出するときを除き、認定設置運営事業者等と共同して、遅滞なく、当該変更の内容を明らかにした書類に第三条に規定する書類のうち変更に係るものを添付して、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

（認定区域整備計画の軽微な変更の届出）

第六条　法第十一条第二項の規定により認定区域整備計画の軽微な変更をした旨の届出をしようとする認定都道府県等は、認定設置運営事業者等と共同して、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　認定都道府県等の名称並びに認定設置運営事業者等の名称、住所及び代表者の氏名

二　法第九条第十一項又は第十一条第一項の認定の年月日

三　変更の内容

四　変更の理由

五　変更の年月日

２　法第十一条第二項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　変更後の認定区域整備計画を記載した書類

二　第三条に規定する書類のうち変更に係るもの

（実施協定の記載事項）

第七条　法第十三条第一項第七号の国土交通省令で定める事項は、実施協定の変更に関する事項とする。

（実施協定の添付書類）

第八条　法第十三条第三項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　認定設置運営事業者等の定款及び登記事項証明書

二　特定複合観光施設区域の土地の登記事項証明書

三　特定複合観光施設区域の土地として認定設置運営事業者（施設供用事業が行われる場合には、認定施設供用事業者。第五号において同じ。）以外の者が所有する土地を使用することとしている場合には、当該土地に関する所有権、借地権その他の使用及び収益を目的とする権利の移転又は設定をする契約の契約書の写しその他これに準ずるもの

四　特定複合観光施設を構成する施設として認定設置運営事業者以外の者が所有する既存の施設を使用することとしている場合には、当該施設の登記事項証明書

五　特定複合観光施設を構成する施設として認定設置運営事業者以外の者が所有する既存の施設を使用することとしている場合には、当該施設に関する所有権の移転をする契約の契約書の写しその他これに準ずるもの

六　前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

（実施協定の変更の認可の申請等）

第九条　法第十三条第二項後段の規定により実施協定の変更の認可を受けようとする認定都道府県等及び認定設置運営事業者等は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　認定都道府県等の名称並びに認定設置運営事業者等の名称、住所及び代表者の氏名

二　法第十三条第二項の認可の年月日

三　変更の内容

四　変更の理由

五　変更しようとする年月日

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　変更後の実施協定を記載した書類

二　前条各号に掲げる書類のうち変更に係るもの

３　認定都道府県等及び認定設置運営事業者等は、前条各号に掲げる書類の内容を変更した場合には、当該変更に関し第一項の申請書を提出するときを除き、遅滞なく、当該変更の内容を明らかにした書類に同条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添付して、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

（実施協定の概要の公表）

第十条　法第十三条第五項前段の規定による実施協定の概要の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　認定都道府県等及び認定設置運営事業者等の名称

二　締結の年月日

三　実施協定の概要

２　前項の公表は、当該公表に係る実施協定の有効期間の満了の日まで、公衆の見やすい場所に掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。